

■消費税

1. 適格請求書保存方式（インボイス制度）に係る見直し

適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入にあたり、「インボイス発行事業者となる免税事業者の税負担軽減」と「事業者の事務負担軽減」を目的として以下4点の措置が講じられます。

① 2割特例：小規模事業者に対する税負担軽減措置（3年間の経過措置）

これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、売上に係る消費税額の2割の金額とすることができる税負担軽減措置が3年間講じられます。

【対象事業者】

- ・免税事業者が適格請求書発行事業者になった場合
- ・免税事業者が課税事業者選択届出書を提出したことから課税事業者になっている場合
⇒インボイス発行事業者の登録をしなければ課税事業者には該当しなかった者が対象です。

但し、以下のケースは注意が必要

- ・令和5年10月1日より前から課税事業者選択届出書を提出し課税事業者を選択している場合は令和5年10月1日の属する課税期間では2割特例は適用不可であるが、当該課税期間において「課税事業者選択不適用届」を提出すれば当該課税期間から課税事業者選択届出書は無効となり、令和5年10月1日から特例の適用が可能となる。

【納税額】

- ・納付税額が売上に係る消費税額の2割の金額となる
⇒売上・収入の把握だけで消費税の申告が可能となります。また簡易課税と異なり業種の把握も不要です。

【申告方法】

- ・消費税の申告書に適用を受ける旨を付記することで適用が可能
⇒申告書への記載のみで適用が受けられるので、申告時に「本則課税又は簡易課税」と「2割特例」を選択することもできます。

【対象期間】

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日迄の日の属する各課税期間
⇒3年間の経過措置です。

【その他の事項】

簡易課税制度への移行措置

- ・2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税の選択届出書を提出すると提出をした課税期間から簡易課税の適用が可能（通常は提出をした課税期間の翌期からしか適用できない）
⇒2割特例の適用を受ける小規模事業者がスムーズに簡易課税に移行できるための特例措置です。

② 少額特例：中小事業者の少額取引に対する事務負担の軽減措置（6年間の経過措置）

一定の中小事業者は、支払対価が1万円未満の課税仕入については、インボイスの保存が無くても帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用が認められます。

対象事業者：基準期間の課税売上高が1億円以下、又は、特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者

対象取引：令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う、支払対価が1万円未満の課税仕入れが対象

③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し（恒久的処置・全ての事業者が対象）

税込価格が1万円未満の売上返還（値引き）については、返還インボイスの交付義務が免除されることとなります。

例えば売掛金が入金される場合に振込手数料などが差引かれて振込まれる場合などがあります。この場合、振込手数料相当額の値引きが行われたものとして売り手には返還インボイスの交付義務がありましたが、事務負担軽減の見地から、税込価格が1万円未満の値引きについては返還インボイスの交付義務が免除されることになりました。

④ 登録制度の見直しと手続きの柔軟化

インボイス制度への準備が不十分な事業者が多いことを考慮し、届出書の提出期限について柔軟化が行われました。

- (1) 免税事業者が課税期間の初日からインボイス発行事業者として登録を受けようとする場合の提出期限が、現行の課税期間の初日から起算して1か月前であったものが15日前までに緩和されました。また当該課税期間の初日後に登録がされたときは課税期間初日に登録を受けたものとみなすこととなりました。
- (2) インボイス発行事業者が登録の取消を求める場合の届出書の提出期限について、取消を受けようとする課税期間の初日から起算して30日前の日の前日であったものが15日前までに緩和されました。
- (3) 令和5年10月1日より後の日付でインボイス発行事業者の登録を受けようとする場合の登録申請書について、登録を受けようとする日から起算して30日前の日の前日であったものが15日前までに提出していれば、希望日に登録が受けられることになりました。
- (4) インボイス制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けるための申請期限は令和5年3月31日であり、申請期限以降は、困難な事情がある場合に、当該困難な事情を記載した申告書を提出する必要がありましたが、この措置について、困難な事情の記載が撤廃されました。